



収穫共済

●半相殺減収総合短縮方式
(すべての自然災害や火災、病虫害、鳥獣害による被害を補償)

加入できる品目

りんご・なし

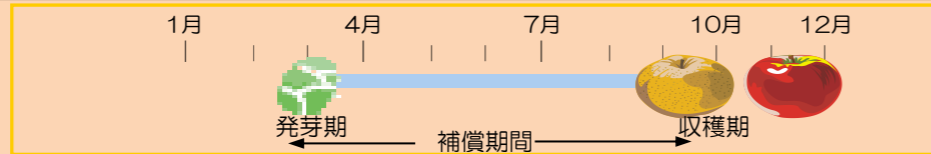
加入面積要件

対象品目の類区分ごとに5a以上

※類区分とは、品種、栽培方法等に応じて定めた区分のことです。(下記の類区分及び対象品目参照)

補償期間
(共済責任期間)

発芽期～収穫期



補償限度割合
(範囲内で加入者が選択)

7割、6割、5割の中から加入者が選択

共済事故
(対象となる災害)

風水害、凍霜害、ひょう害、その他気象上の原因(地震等を含む)による災害及び火災、病虫害、鳥獣害 ※盗難による被害は除く



支払対象

上記の災害により、基準収穫量※に対して加入者が選択した支払開始割合を超える減収量があった場合

※基準収穫量は標準収穫量をベースに開花期の園地状況、肥培管理状況により決定し損害評価の基準に用いる収穫量です。

類区分及び対象品種

共済目的の種類	類区分	細区分	対象品種名	8年産 kg当たり価額
りんご	1類 早生品種	1群	つがる・さんさ 等	237円
		2群	ジョナゴールド 千秋・紅玉 サワールージュ 等	238円
	3類 晩生品種	3群	ふじ・シナノゴールド 王林・はるか 等	241円
		4類	税の申告書類による全相殺減収方式	541円
なし	1類 早生品種	1群	幸水・新水・八雲 等	365円
		2群	豊水・二十世紀 等	308円
	2類 中生品種	3群	長十郎・あきづき・秋水 等	430円
		4群	新高・豊月 等	340円
	3類 晩生品種	5群	西洋なし	312円
		6類	税の申告書類による全相殺減収方式	744円

支払開始割合及び補償限度割合

引受方式	支払開始割合	補償限度割合
半相殺	30%	70%
減収総合一般方式	40%	60%
減収総合短縮方式	50%	50%
全相殺減収方式	20%	70%
全相殺品質方式	30%	60%
	40%	50%
	10%	90%
地域インデックス方式	20%	80%
	30%	70%
災害収入共済方式		80%
		70%
		60%

※細区分とは、kg当たり価額に応じて定めた区分のことです。

共済金額(補償金額)と共済掛金



●共済金額(補償金額)は

$$\text{共済金額(補償金額)} = \text{標準収穫量} \times \text{標準収穫金額} \times \text{単位(kg)当たり価額} \times \text{補償限度割合}$$

- kg当たり価額…… 樹種ごと品種(細区分)ごとに農林水産大臣が定める果実の価額です。
- 標準収穫金額…… 細区分ごと、標準収穫量に果実のkg当たり価額を乗じた金額です。
- 共済金額…… 園地が複数あった場合は類区分ごとに標準収穫金額を積み上げた金額に左ページ下表の補償限度割合を加入者が選択した割合(半相殺減収総合方式の場合は7割、6割、5割から選択)を乗じた金額です。

●共済掛金は

共済掛金の半分は国が負担します!!

$$\text{農家負担共済掛金} = \text{共済金額(補償金額)} \times \text{掛金率} \times 1/2$$

- 掛金率…… 掛金率は共済目的の種類(樹種)や引受方式によって異なります。また、過去の損害率に応じて加入者ごとに危険段階別共済掛金率が適用されます。

●共済金額(補償金額)と共済掛金の目安(10a当たり)

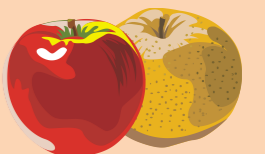
新規で加入した場合の例

補償限度割合の最高割合(70%)を選択し共済金額は最高額
加入者ごとに危険段階別共済掛金率を適用しているため、掛金率は目安となります。

樹種	品種	引受方式	10a当たり 収穫量(kg)	kg当たり価額 (円)	補償割合 (%)	共済金額(円) (千円未満切捨て)	掛金率 (%)	農家負担掛金 (円)
りんご	ふじ	半相殺 減収総合短縮方式	2,000	241	70	337,000	1.612	2,716
なし	あきづき	半相殺 減収総合短縮方式	2,000	430	70	602,000	2.925	8,804

※上記掛金の他に10a当たり2,500円の事務費賦課金が加わります。

※ 防災施設(防風ネット、防鳥ネット等)の設置園地については、要件を満たしている場合に掛金が割引になります。(例:防風ネット施設の設置で掛金が5%割引になります。)



共済金の支払い

共済事故により、基準収穫量に対して、果実の減収量が加入者の選択した支払開始割合を超えた場合に共済金が支払われます。

共済金 = **共済金額(補償金額)** × **共済金支払割合**

《共済金支払例》

引受方式	: 半相殺減収総合短縮方式
品種	: なし(あきづき)
共済金額	: 602,000円
基準収穫量	: 2,000kg
収穫量	: 1,000kg
支払開始割合	: 30%

支払開始割合	共済金支払割合計算式
10%	10/9×損害割合-1/9
20%	5/4×損害割合-1/4
30%	10/7×損害割合-3/7
40%	5/3×損害割合-2/3
50%	2×損害割合-1

損害割合に対する共済金支払割合(目安表)

損害割合	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
共済金支払割合	0%	14%	29%	43%	57%	71%	86%	100%

損害割合 = $\frac{2,000\text{kg (基準収穫量)} - 1,000\text{kg (収穫量)}}{2,000\text{kg (基準収穫量)}} = 50\% \text{ (損害割合)}$

共済金 = $602,000\text{円 (共済金額)} \times 29\% \text{ (共済金支払割合)} = \underline{174,580\text{円}}$

樹体共済

- 補償期間(共済責任期間)...** 花芽の形成期から1年間(7月1日~1年間)
- 共済事故**..... 風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害、火災、病虫害、及び鳥獣害による樹体の枯死、流出、滅失、埋没及び損傷。
- 共済価額**..... 共済責任期間の開始時における樹体の資産としての評価額です。
- 共済金額**..... 共済価額の4割~8割の範囲内で加入者が選択します。
- 損傷基準**..... 樹冠容積の2分の1以上(主枝)の損害から被害として取り扱います。
- 共済金の支払い**..... 樹種ごとに樹体損傷が、共済価額(総評価額)の1割を超える場合、又は10万円を超える場合に共済金が支払われます。

R8

果樹共済



半相殺減収総合短縮方式

加入申込期間 令和7年12月10日 ~ 令和8年3月5日

※そのほかの引受方式 半相殺減収総合一般方式・全相殺減収方式(税の申告書類)
全相殺減収方式(出荷数量)・全相殺品質方式・地域インデックス方式・災害収入共済方式

加入申込期間 令和8年4月20日 ~ 令和8年5月10日

●お問い合わせや引受方式の選択のご相談は、NOSA Iまでご連絡ください。

県南支所	0120-059-431	☎ 0224-63-2012 (代)
中央支所	0120-832-141	☎ 0229-87-8274 (直)
県北支所	0120-818-413	☎ 0220-22-8416 (直)
本所	0800-170-6701	☎ 0229-87-8285 (直)

安心のネットワーク
NOSA I 宮城
宮城県農業共済組合

備えの種をまこう。